

防衛医科大学校達第2号

防衛医科大学校の編成等に関する省令（昭和48年総理府令第65号）第13条6項の規定に基づき、防衛医科大学校病院における副院長の職務に関する達を次のように定める。

平成18年3月31日

防衛医科大学校長 鳥 潟 親 雄

防衛医科大学校病院における副院長の職務に関する達

改正 平成19年 1月 9日達 1号

第1条 病院副院長は、病院長の命を受け、病院長を助け、主として、それぞれ当該各号に定める事項を整理するものとする。

- (1) 病院副院長のうち1人
病院の管理・運営に関する事項
- (2) 病院副院長のうち他の1人
病院の医療安全に関する事項

附 則

この達は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年 1月 9日から施行する。